

地域形成に果たす公民館職員の役割

—公民館主事の専門的力量—

徳重 由華^{*}

1. 研究目的

公民館に関して社会教育法を概観すると、そこに求められる機能は、家庭教育支援の拠点としての機能や生涯学習の振興に寄与する機能が追加されている。平成 20 年度にはおいては、文部科学省は施策の 1 つとして、教育振興基本計画の中で、人づくり・まちづくりの拠点機能を求めており、公民館に求められる機能は多様化している。

このように多様な機能が求められる中、実際に活動を担うのは公民館職員であるが、活動の具体性は条例や規則といった個々の自治的努力

に委ねられている現状であり、求められる機能を果たせるか否かは公民館職員の資質によって左右され、公民館の機能に差が生じている。これには、公民館職員としての制度や専門性が未だ確立していないという問題点が挙げられる。さらに、先行研究においても職員制度や専門性が確立されていないことの問題点とその確立の必要性は論じられてきたが、具体的な方策は明確になっていないままである。

そこで本論文では、人づくり・まちづくりの拠点機能、つまりは地域形成に対して公民館職員がどのように携わっているかを明らかにすることを目的とし、職員の中でも特に公民館主事に着目して、その専門的力量とは何かを問うこ

^{*} 筑波大学人文・文化学群 日本語・日本文化学類 4 年

ととする。

2. 論文構成

序章

第1節 問題の所在と研究目的

第2節 本稿における語句の定義

第3節 対象地域と研究方法

1章 地域形成と公民館職員の役割

第1節 地域形成と公民館

第2節 公民館職員の役割の変容

2章 公民館職員制度の問題点

第1節 公民館初期構想（寺中構想）に盛り込まれた職員制度

第2節 社会教育法に規定された職員制度

第3節 公民館職員制度の現状

3章 事例検討

—職員研修制度と職員の意識に着目して—

第1節 群馬県高崎市の事例

第2節 埼玉県所沢市の事例

終章 公民館主事の専門的力量

第1節 地域形成の点から見る公民館主事の専門的力量

第2節 公民館主事の専門的力量とは何か
—専門的力量の2つの側面—

第3節 今後の課題

3. 研究方法と研究内容

長期に渡り公民館活動の実践にあたってきた職員がいる群馬県高崎市と埼玉県所沢市を対象地域とし、公民館職員研修制度の分析及びインタビュー調査によって職員の意識を明らかにした。

1章では、地域形成と公民館の関係について政策文言と実態の観点から、地域によって内容に違いが見られるものの、種々の事業を通じて公民館が地域形成に関する拠点としての役割を果たしていることと、理論的検討において公民館職員の役割が学習権の保障から地域形成に関する役割に変容している点を述べた。

2章では、公民館初期構想（寺中構想）と社会教育法を概観することによって、公民館職員

制度が未整備に終わっていると同時に、これが背景となって現在でも資格や任用、研修制度が確立されていないことを問題点として挙げ、公民館主事の専門的力量が形成されにくい状況であることを指摘した。

3章の事例検討では、研究対象地域の公民館職員研修制度の実態を明らかにした。さらに、インタビュー調査を基に、公民館主事自身が公民館職員研修制度の必要性を認識している点と、相互教育の視点で職務にあたることで利用者（学習者）の主体的な意識を促している点を示した。

4. 結論

事例検討で明らかになった地域形成に関する公民館職員の携わり方から、公民館主事の専門的力量には、スキルの側面と資質的側面といった2つの側面があると考えられる。前者は公民館運営に関するもので、公民館管理や事業運営方法などであり、1章で扱ったように先行研究でも提唱されている。一方で後者については、社会教育や公民館理念の理解に積極的に励んだり、公民館主事としての教育的価値観を持ったり、職員研修や公民館活動に対する主体性といったものである。また、公民館職員がスキルの側面を備えていたとしても、資質的な側面を備えていないと単に事業をこなすだけになってしまい、地域における公民館の機能を果たすことができない。したがって、資質的な側面が重要であると同時に、公民館主事の専門的力量の1つとしてこの資質的な側面があるのではないだろうか。

5. 主要参考文献

- ・小林文人編『社会教育職員論』東洋館出版、1974
- ・横山宏編『社会教育職員の養成と研修』東洋館出版、1979
- ・日本社会教育学会編『学びあうコミュニティを培う—社会教育が提案する新しい専門職員像』東洋館出版、2009